

平成17年度 政策レビュー結果（評価書）

# 国土政策

- 国土計画のあり方 -

平成18年3月

国土交通省

( 評価書の要旨 )

テーマ名	国土政策 国土計画のあり方	担当課 ( 担当課長名 )	国土計画局参事官 ( 参事官 大木健一 )
評価の目的、必要性	国土の現状や社会経済情勢について、調査・分析し、現在直面している国土政策における課題を検証した上で、今後の国土政策のあり方について検討し、政策に反映させる。		
対象政策	国土計画		
政策の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国土の自然的条件を考慮して、経済、社会、文化等に関する施策の総合的見地から国土の利用、整備及び保全を推進する</li> <li>・現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現に寄与する</li> </ul>		
評価の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国土や国土政策に関連する社会経済情勢の現状はどのようになっているか。</li> <li>・国土計画のあり方を見直す必要を生じさせるような国土や社会経済情勢の変化が生じていないか。</li> <li>・国土計画の策定プロセスに改善すべき点はないか。</li> </ul>		
評価手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国土の現状及び国土政策上の課題について検討・分析を行う。</li> <li>・国土審議会における調査審議を活用する。</li> </ul>		
評価結果	<p>国土審議会調査改革部会の審議等を踏まえ、以下の通り評価。</p> <p>国土や国土政策に関連する社会経済情勢の現状と課題はどのようになっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・急激な人口減少・高齢化及び地域社会の維持が困難な地域の増大</li> <li>・国境を越えた地域間競争と国際交流・連携の拡大</li> <li>・環境問題の顕在化と美しい国土の実現の必要性</li> <li>・頻発・切迫する大規模地震や風水害等</li> <li>・地域の自主性の増大と厳しい財政制約</li> </ul> <p>以上のような課題に的確に対応した新たな国土計画の策定が必要。</p> <p>国土計画のあり方を見直す必要を生じさせるような国土や社会経済情勢の変化が生じていないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国の国土政策の根幹を定める国土総合開発計画の根拠法である国土総合開発法は、昭和25年制定当時の社会経済情勢を背景に、開発を基調とした量的拡大を指向したものとなっている。</li> </ul> <p>地方分権や国内外の連携に的確に対応しつつ、国土の質的向上を図り、国民生活の安全・安心・安定の実現を目指す成熟社会にふさわしい国土のビジョンを提示する上で、計画制度を抜本的に見直すことが必要。</p> <p>国土計画の策定プロセスに改善すべき点はないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで計画の策定にあたっては、現行計画の点検や、都道府県等の意見を聴くなど広範な意見の聴取を行ってきたが、制度としては位置づけられていなかった。</li> </ul> <p>計画の策定過程における関係主体からの意見聴取や計画評価に関して、制度面の整備が必要。</p>		

政策への反映  
の方向

### < 国土総合開発法の国土形成計画法への改正 >

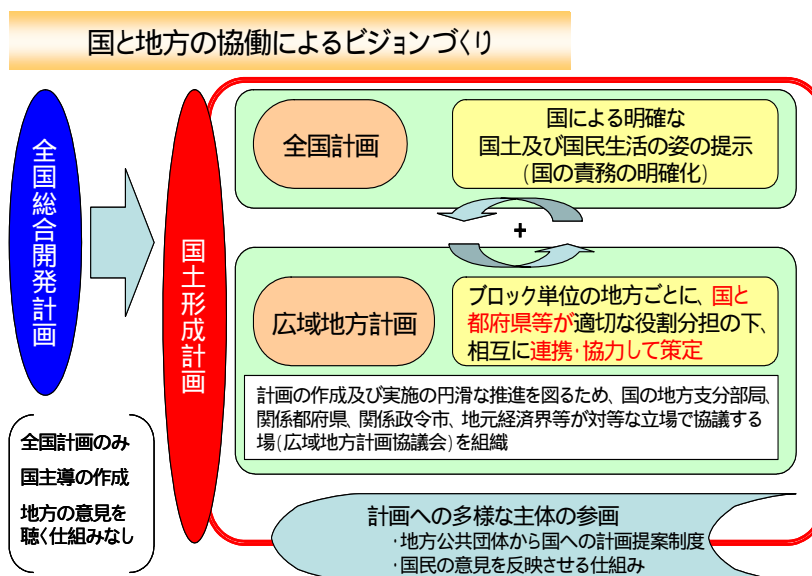
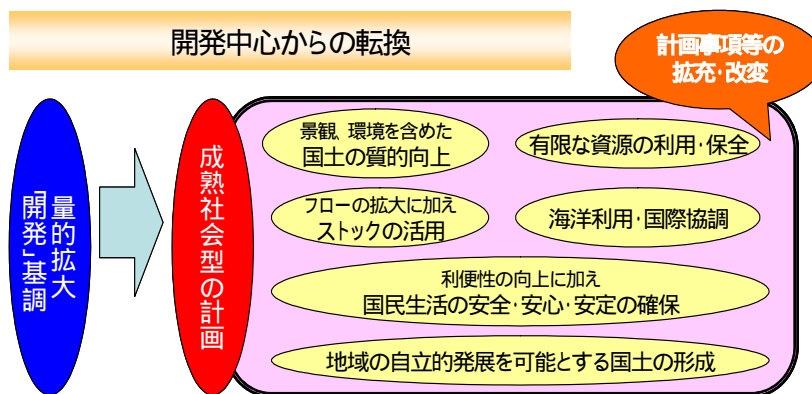
以上を踏まえ、新計画の策定を目指し、法改正を実施した。

#### 法改正の概要

社会経済情勢の変化に適切に対応するため、国土総合開発計画について、名称を国土形成計画に改め、計画事項の拡充、都道府県等による提案制度、広域地方計画の創設等を行った。

#### 法改正の経緯

- ・平成17年3月1日、「総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律案」を国会提出。
- ・平成17年7月29日、「総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律」が公布。
- ・平成17年12月22日、「総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律」が施行。



#### 全国計画の政策評価

・国土形成計画法では、全国計画の作成又は変更後、一定期間（2年以上）経過したときは、国土交通大臣は政策評価（政策レビュー）を必ず行わなければならないこととし、その政策評価を踏まえた定期的な見直しが行われることにより、常に社会経済情勢等に即した適切かつ実効性のある計画であることの担保を図ることとする。

	<p>&lt; 国土形成計画の策定に向けた検討 &gt;</p> <p>人口減少等を背景に、不安・不透明感がある中、国民が安心して生活しうる国土の将来像と、豊かでゆとりある国民生活のあるべき姿を示すため、国土形成計画全国計画を平成 19 年中頃までを目途に策定するとともに、その後 1 年後を目途に、全国計画の策定を踏まえた広域地方計画を策定することを予定。</p> <p>( 国土審議会における検討状況 )</p> <p>国土審議会は、平成 17 年 9 月 7 日、国土形成計画全国計画の案の作成に関して調査審議を行うため、計画部会の設置を決定した。計画部会は、同年 10 月 18 日に第 1 回部会を開催し、全国計画の調査審議を開始した。同部会においては、主要な計画課題と考えられる 5 つの分野について専門の事項を調査するため、専門委員会の設置を決定した。各専門委員会においては、主要な計画課題について詳細な調査を進めている。計画部会においては、専門委員会での検討状況を踏まえながら、主要な計画課題について議論を進めている。</p>
<p>第三者の知見活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価にあたり、平成 15 年 6 月から平成 17 年 8 月にかけて開催された国土審議会調査改革部会( 部会長：中村英夫武蔵工業大学学長 )の審議及び調査改革部会報告「国土の総合的点検 新しい“国のかたち”へ向けて」(平成 16 年 5 月)を参考にした。( 国土審議会調査改革部会の委員及び開催状況は巻末に記載 )</li> <li>・評価にあたり、国土交通省政策評価会から意見を聴取( 議事概要及び議事録は国土交通省ホームページに掲載 )。</li> </ul>
<p>実施時期</p>	<p>平成 16 年度～平成 17 年度</p>

# 国土政策 国土計画のあり方

## 目次

第1章 評価の目的と視点	2
1. 評価の目的	2
2. 対象政策とその概要	2
3. 評価の視点	3
4. 評価の手法	3
5. 評価書の構成	3
第2章 これまでの国土政策の経緯と成果	4
1. 全国総合開発計画の策定経緯と時代背景	4
2. これまでの国土政策の成果	6
第3章 国土、社会経済情勢の現状及び国土政策の課題	8
1. 急激な人口減少・高齢化及び地域社会の維持が困難な地域の増大	8
2. 国境を越えた地域間競争と国際交流・連携の拡大	11
3. 環境問題の顕在化と美しい国土の実現の必要性	14
4. 頻発・切迫する大規模地震や風水害等	16
5. 地域の自主性の増大と厳しい財政制約	18
第4章 国土総合開発法による国土計画制度における課題	20
1. 成熟社会にふさわしい国土のビジョンを示す上での課題	20
2. 国土計画の策定プロセスにおける課題	21
第5章 国土総合開発法の国土形成計画法への改正	24
1. 国土総合開発計画から国土形成計画へ	24
2. 新たな国土形成計画の策定プロセス	28
第6章 国土形成計画の策定に向けた検討	30
1. 国土形成計画の策定スケジュール	30
2. 国土審議会における検討状況	31
参考資料	35

## 第1章 評価の目的と視点

### 1. 評価の目的

「政策レビュー（プログラム評価）」は、既存政策について国民の関心の高いテーマ等を選定し、総合的で掘り下げた分析、評価を実施することで、政策の改善に必要な情報を得ることを目指すものである。

我が国の国土政策は、長期的な将来展望を踏まえつつ、その時々時代に生じていた諸問題の解決に向けて策定、推進されてきたところであるが、現在、人口減少社会の到来を目前とするなど大きな時代の転換点を迎えており、国土政策に対する時代の要請を検証する必要がある。また、現行の国土政策の根幹である全国総合開発計画「21世紀の国土のグランドデザイン」（平成10年）は、その見直しを行うべき情勢の変化が生じていないかどうか、点検すべき時期に来ている。

このため、国土の現状や社会経済情勢について、調査・分析し、現在直面している国土政策における課題を検証した上で、今後の国土政策の課題について検討し、新たな時代の要請に答え得る国土計画のあり方の見直し等に反映させることを目的として政策レビューを実施した。

### 2. 対象政策とその概要

本政策レビューでは、対象政策を国土政策の根幹を成す国土計画とする。具体的には、国土総合開発法（平成17年の国土形成計画法への改正前の国土総合開発法。以下本評価書において同じ。）及び同法に基づいて策定された全国総合開発計画とする。これは、我が国のこれまでの国土政策が、国土総合開発法に基づく全国総合開発計画等を中心として展開されてきたものであることによる。

国土計画は、基本的に土地、水、自然、社会資本、産業集積、文化等の資源の望ましいあり方を示す長期的、総合的、空間的な計画である。

全国総合開発計画については、昭和37年に第1次の計画である「全国総合開発計画」が策定され、以後、4度の見直しを経て、平成10年には、第5次の計画である「21世紀の国土のグランドデザイン」が策定された。

### 3. 評価の視点

評価の視点は、以下のとおりとしている。

国土や国土政策に関連する社会経済情勢の現状はどのようになっているか。

国土計画のあり方を見直す必要を生じさせるような国土や社会経済情勢の変化が生じていないか。

国土計画の策定プロセスに改善すべき点はないか。

国土計画は、国土の総合的な利用等に関し、国家としての基本的な方針等を定めるものであり、国が定める計画の中でも最も枢要なものの一つである。このため、計画の内容と社会経済情勢等との乖離が生じないように定期的な見直しを行うことが重要であることから、視点 を設定した。

また、これまでの国土計画の中核である全国総合開発計画については、昭和 25 年制定の国土総合開発法に基づいて策定されているが、同法制定当初とは社会経済情勢が大きく変化しており、国土計画のあり方として全国総合開発計画という姿が妥当であるのかどうか見直しを行う必要があることから、視点 を設定した。

また、国土総合開発法に規定されている全国総合開発計画の策定手続きについても、今日的観点から見直す必要性がないかどうか検討する必要があることから、視点 を設定した。

#### 4．評価の手法

評価は、以下の手法により行う。

- ・ 国土の現状及び国土政策上の課題について検討・分析を行う。
- ・ 国土審議会における調査審議を活用する。

#### 5．評価書の構成

本評価書は、以上に基づいて、「国土政策 - 国土計画のあり方 - 」を実施テーマとして設定して政策レビューを行い、その結果をとりまとめたものである。

第 2 章では、対象政策である国土計画のこれまでの経緯と成果について説明する。

第 3 章では、視点 から、国土や国土政策に関連する社会経済情勢の現状について分析し、国土政策上の課題を抽出した。

第 4 章では、視点 から、国土総合開発法に基づく国土計画のあり方について評価し、その課題を抽出した。

第 5 章では、第 4 章の課題に対応するために実施した国土総合開発法の国土形成計画法への改正について、課題への対応を中心にとりまとめた。

第 6 章では、第 3 章で示した課題も踏まえつつ検討が進められている新しい国土形成計画のこれまでの検討状況についてとりまとめた。

## 第2章 これまでの国土政策の経緯と成果

### 1. 全国総合開発計画の策定経緯と時代背景

全国総合開発計画は、国土総合開発法(昭和25年制定)に基づく計画であり、国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な計画である。これまで5次にわたり策定され、それぞれの概要は、図表2-1-1のとおりである。

図表2-1-1 全国総合開発計画一覧表

	全国総合開発計画 (全総)	新全国総合開発計画 (新全総)	第三次全国総合開発 計画(三全総)	第四次全国総合開発 計画(四全総)	21世紀の国土の グランドデザイン
閣議決定	昭和37年10月5日	昭和44年5月30日	昭和52年11月4日	昭和62年6月30日	平成10年3月31日
策定時の 内閣	池田内閣	佐藤内閣	福田内閣	中曽根内閣	橋本内閣
背景	1 高度成長経済への移行 2 過大都市問題、所得格差の拡大 3 所得倍増計画(太平洋ベルト地帯構想)	1 高度成長経済 2 人口、産業の大都市集中 3 情報化、国際化、技術革新の進展	1 安定成長経済 2 人口、産業の地方分散の兆し 3 国土資源、エネルギー等の有限性の顕在化	1 人口、諸機能の東京一極集中 2 産業構造の急速な変化等により、地方圏での雇用問題の深刻化 3 本格的国際化の進展	1 地球時代(地球環境問題、大競争、アジア諸国との交流) 2 人口減少・高齢化時代 3 高度情報化時代
目標年次	昭和45年	昭和60年	昭和52年からおおむね10年間	おおむね平成12年(2000年)	平成22年から27年(2010-2015年)
基本目標	地域間の均衡ある発展	豊かな環境の創造	人間居住の総合的環境の整備	多極分散型国土の構築	多軸型国土構造形成の基礎づくり
開発方式等	<b>拠点開発構想</b> 目標達成のため工業の分散を図ることが必要であり、東京等の既成大集積と関連させつつ開発拠点を配置し、交通通信施設によりこれを有機的に連絡させ相互に影響させると同時に、周辺地域の特性を生かしながら連鎖反应的に開発をすすめる、地域間の均衡ある発展を実現する。	<b>大規模プロジェクト構想</b> 新幹線、高速道路等のネットワークを整備し、大規模プロジェクトを推進することにより、国土利用の偏在を是正し、過密過疎、地域格差を解消する。	<b>定住構想</b> 大都市への人口と産業の集中を抑制する一方、地方を振興し、過密過疎問題に対処しながら、全国土の利用の均衡を図りつつ人間居住の総合的環境の形成を図る。	<b>交流ネットワーク構想</b> 多極分散型国土を構築するため、地域の特性を生かしつつ、創意と工夫により地域整備を推進、基幹的交通、情報・通信体系の整備を国自らあるいは国の先導的な指針に基づき全国にわたって推進、多様な交流の機会を国、地方、民間諸団体の連携により形成。	<b>参加と連携</b> - 多様な主体の参加と地域連携による国土づくり(4つの戦略) 1 多自然居住地域(小都市、農山漁村、中山間地域等)の創造 2 大都市のリノベーション(大都市空間の修復、更新、有効活用) 3 地域連携軸(軸状に連なる地域連携のまとまり)の展開 4 広域国際交流圏(世界的な交流機能を有する圏域)の形成

我が国の国土政策は、長期的な将来展望を踏まえつつ、その時々時代に生じていた諸問題の解決に向けて策定、推進されてきた。

戦後の混乱期が終息すると、国土の荒廃を修復し、多発する自然災害から国民の生命、財産を守るとともに、国民生活の安定、産業発展の観点から、治山・治水、食料増産、エネルギー供給に重点が置かれた。

経済復興、高度成長の過程では、第1次産業の比率が減少し、第2次産業の比率が高まる大きな産業構造の転換が生じた。

産業構造の転換などを背景として、大都市への人口や諸活動の集中が急速に進行し、これに伴う大都市での様々な弊害の発生や地域間の所得



格差の拡大が国土政策上の大きな課題となった。

このため、全国総合開発計画(昭和 37(1962)年)において、「拠点開発構想」を打ち出した。拠点開発構想の具体的な施策の展開として、昭和 37 年には新産業都市建設促進法(平成 13 年廃止)が、39 年には工業整備特別地域整備促進法(同)が制定され、全国各地に工業都市等が建設されていた。

昭和 30 年代後半から顕在化した大都市問題、地域格差等の国土政策上の諸問題は、昭和 40 年代に入ってからますます深刻化し、その是正の必要性が強く叫ばれるようになった。

新全国総合開発計画(昭和 44(1969)年)において、開発の基礎条件として、新幹線、高速道路等の全国的なネットワークを整備し、これに関連させながら各地域の大規模プロジェクトを推進する方式を打ち出した。計画の策定後、新幹線、高速道路等のプロジェクトの決定がなされ、これらの建設整備が推進されていった。

我が国経済が高度成長期から安定成長期へ移行していく中で、第三次全国総合開発計画(昭和 52(1977)年)において人間居住の総合的環境の整備を基本目標とした「定住構想」を打ち出すなど、国土計画においても生活環境の改善に重きがおかれていった。

昭和 50 年代末～60 年代初頭は、東京圏への高次都市機能の一極集中や人口の再集中、それに伴う東京圏を中心とする地価高騰等の問題が発生した。第四次全国総合開発計画(昭和 62(1987)年)において、「多極分散型国土」を形成することを目的とし、この目標を達成するための開発方式として「交流ネットワーク構想」を打ち出した。

多極分散型国土の形成を推進するため、「多極分散型国土形成促進法」が昭和 63 年に制定され、東京都区部からの国の行政機関等の移転、東京大都市圏における業務核都市の整備、地方における振興拠点地域の開発整備などが進められていった。

バブル崩壊により日本経済が深刻な状況にあるなか、第 5 次の全国総合開発計画である「21 世紀の国土のグランドデザイン」(平成 10(1998)年)が策定された。多軸型国土構造の形成を長期構想とするとともに、多自然居住地域の創造など 4 つの戦略を打ち出している。さらに、計画の

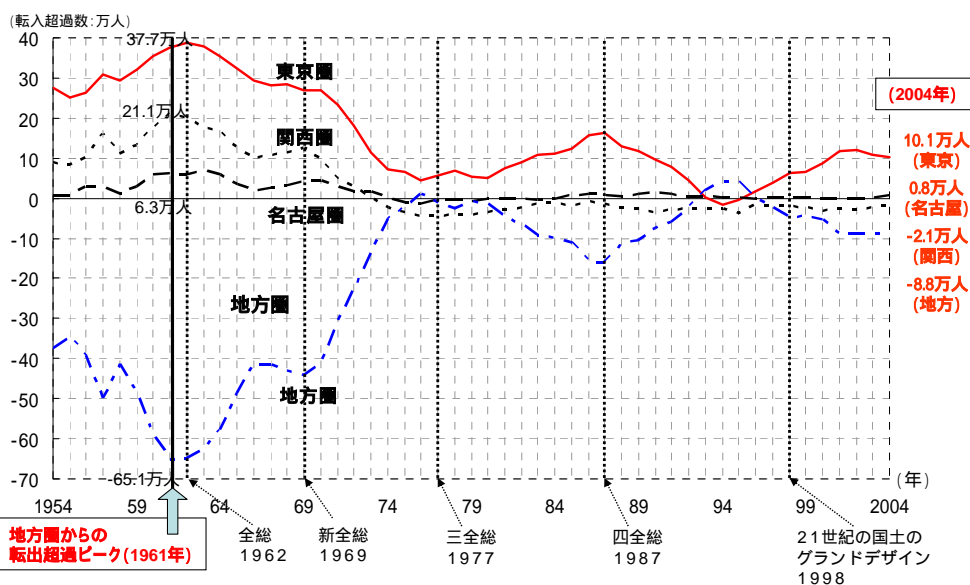
実現に向けた取組として、多様な主体の参加と地域連携による国土づくりを提唱した。

## 2. これまでの国土政策の成果

現在までに、国土全体では工場・教育機関等の地方分散、中枢・中核都市の成長が進み、高度成長期から今日まで長期的にみれば、大都市圏への急激な人口の流入傾向は収束に向かい、地域間の所得格差もかなり縮小されるに至っている。また、全国的な交通基盤の充実により、全国的な移動の速達性を示す一日交流可能人口比率の全国平均は約6割を達成しており、交通ネットワークの着実な整備が進んだといえる。

また、道路、住宅、下水道、公園・緑地、都市における鉄道など生活環境の整備が地域課題に応じて進められてきた結果、大都市圏においては通勤混雑や住宅問題等の諸問題が緩和し、地方圏においても公共施設の整備水準が向上し、生活環境の改善も大きく進んだ。

図表 2-2-1 三大都市圏及び地方圏における人口移動（転入超過数）の推移



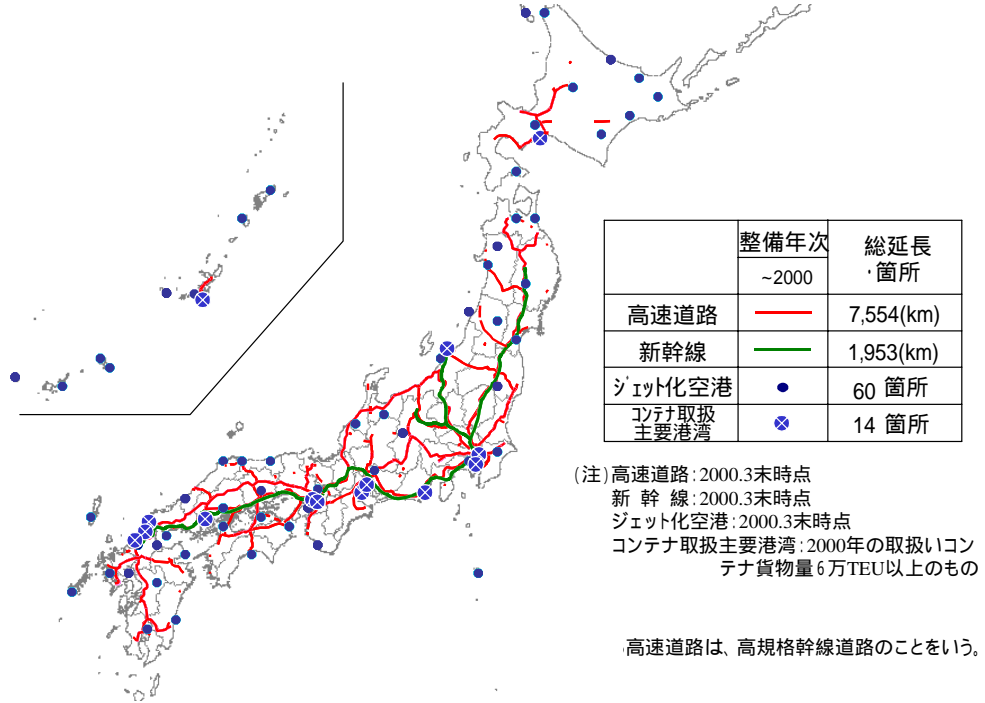
(出典) 総務省「住民基本台帳人口移動報告」をもとに国土交通省国土計画局作成

(注) 上記の地域区分は以下の通り。

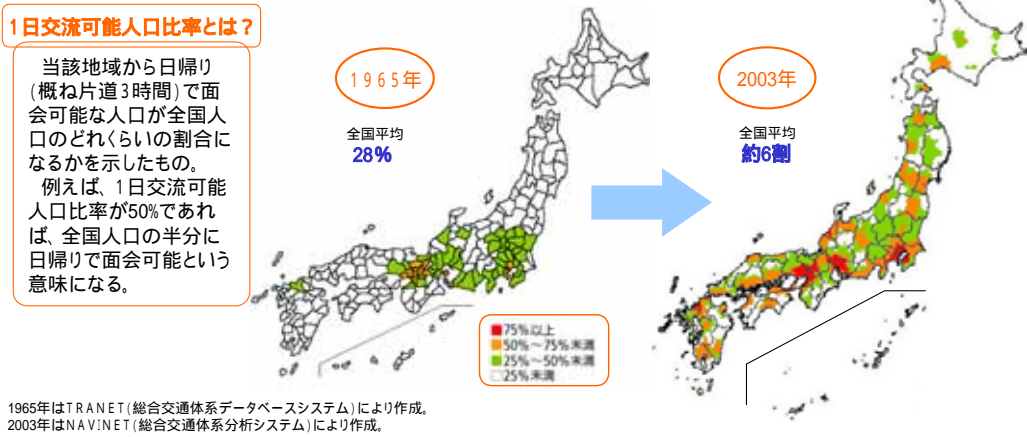
東京圏: 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 名古屋圏: 岐阜県、愛知県、三重県 関西圏: 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県 三大都市圏: 東京圏、名古屋圏、関西圏

地方圏: 三大都市圏以外の地域

図表 2-2-2 交通関係社会資本整備の状況



図表 2-2-3 一日交流可能人口比率の全国平均比較



### 第3章 国土、社会経済情勢の現状及び国土政策の課題

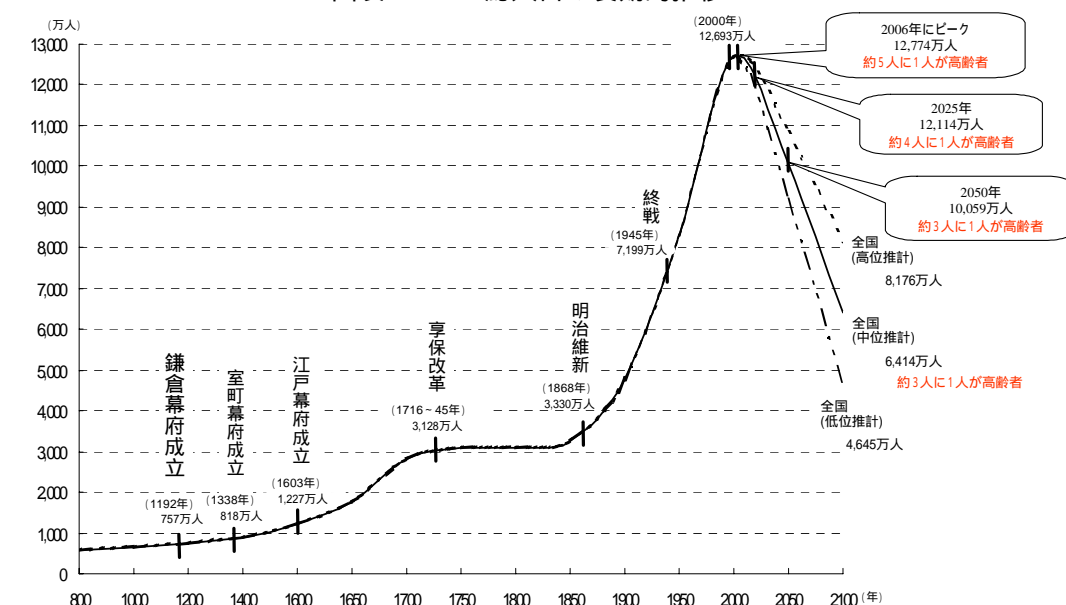
本章では、国土や国土政策に関連する社会経済情勢の現状はどのようになっているかという視点から、現在の国土を巡る現状を分析するとともに、それにより国土政策が直面する課題について整理した。

#### 1. 急激な人口減少・高齢化及び地域社会の維持が困難な地域の増大

##### (1) 我が国の人口の長期的推移と高齢化比率の推移

我が国の人口の長期的推移をみると、19世紀後半に急激な増加が始まり、現在までの約1世紀半の間に4倍程度まで増加し、現在に至っている。しかしながら今後は、低い出生率などを背景として減少に転じ、2050年には、1億59万人、今世紀末には、20世紀前半の規模となることが予測されている（中位推計の場合）。

図表 3-1-1 総人口の長期的推移



(出典) 総務省「国勢調査報告」、同「人口推計年報」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」、国土庁「日本列島における人口分布変動の長期時系列分析」(1974年)をもとに国土交通省国土計画局作成

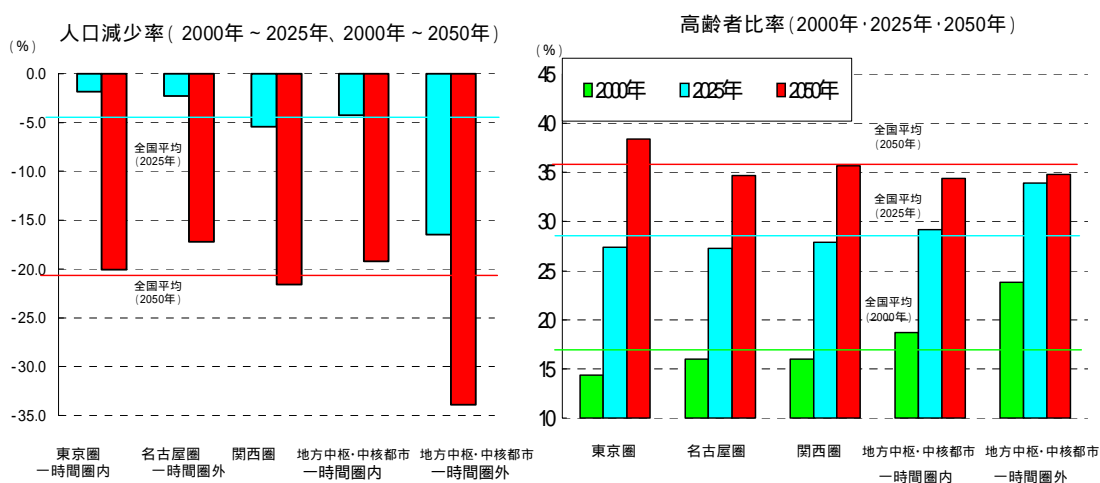
また、高齢者比率(65歳以上人口比率)は、2050年には35.7%に高まり、約3人に1人が高齢者となる高齢化社会が到来すると予測されている(2005年は19.9%)。

我が国はこれから、これまでに経験したことのない急激な人口減少・高齢化社会を迎えることとなり、現在が、そのちょうど転換期にあるといえる。

## (2) 地域別にみた人口減少と高齢化比率

今後50年間の人口増減率を地域別にみると、とりわけ地方圏の中枢・中核都市一時間圏に含まれない市町村(2000年の全国人口比で約1割)において、30%以上の大幅な人口減少が見込まれる。また、高齢者比率(65歳以上人口比率)については、いずれの地域も2050年には35%前後にまで高まるものと予測されている。

図表3-1-2 今後50年間の地域別の人口減少率・高齢者比率



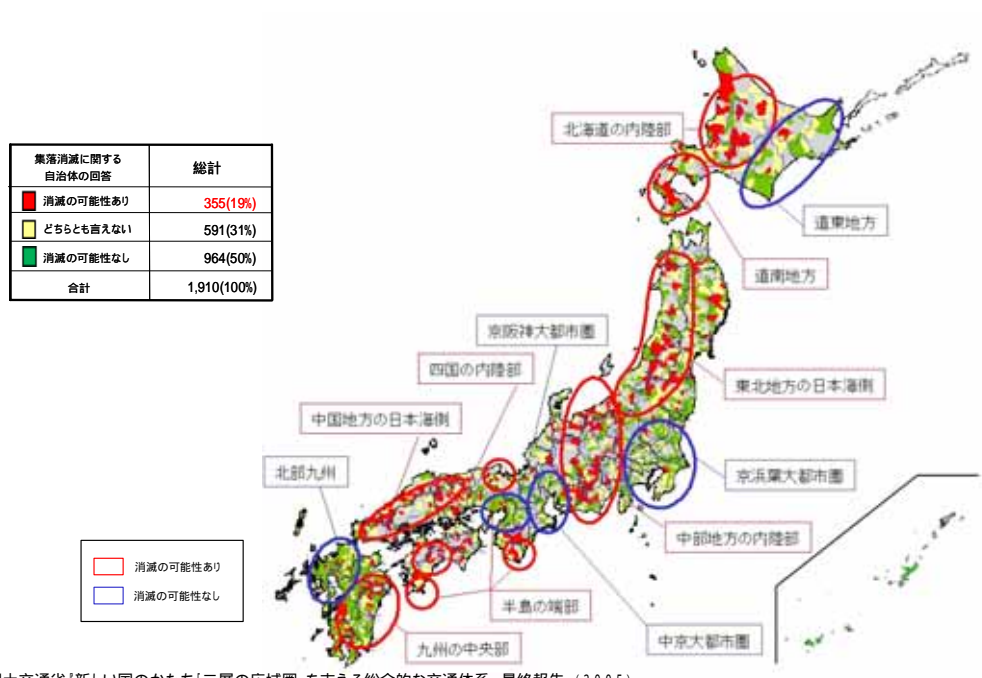
(出典) 総務省「国勢調査報告」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」をもとに国土交通省国土計画局作成。  
(注) 1. 東京圏: 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 名古屋圏: 岐阜県、愛知県、三重県 関西圏: 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県  
地方中枢・中核都市とは、地方圏(上記三大都市圏以外の地域)にあって「都道府県庁所在地または人口30万人以上」かつ「昼夜間人口比1以上」の都市とした(2000年国勢調査による)。1時間圏とは、1998年10月現在の交通ネットワークで新幹線と特急を除く鉄道と道路の利用を前提とし、市町村単位に設定したもの。なお、各市町村の起点終点はそれぞれ市町村役場である。  
2. 2000年は実績値、2025年及び2050年は国土計画局推計値。推計は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」の中間推計をもとにした。人口移動については、過去の趨勢に沿って移動率が減少していくと仮定した。

\* 地域別人口の将来推計に当たっては、人口移動に関する前提の置き方が問題となる。具体的には1995-2000年移動率固定型(1995年から2000年の移動率が将来も続くと仮定したケース)、移動率減少型(過去の趨勢に沿って移動率が減少していくと仮定したケース)、封鎖型(移動率がゼロと仮定したケース)の3ケースを想定しうが、ここでは移動率減少型を標準的なケースとしている。それは、過去の移動率の推移をみると都道府県間移動が趨勢的に下がっており、今後も移動性向が高い若年層の人口割合の減少によりさらに低下していくことが予想されるからである。

### (3) 自立的な地域社会の維持が困難な地域の増大

中心的な都市からの遠隔地においては、集落の消滅が危惧される地域が広がるなど、基礎的社会サービス(上下水道・小学校・消防・医療等)の提供が困難な地域が発生するおそれがある。また、地域コミュニティの崩壊、耕作放棄地の増大、災害への不安、地域文化の衰退等の問題も懸念される。

図表 3-1-3 集落消滅の危機感をもつ自治体

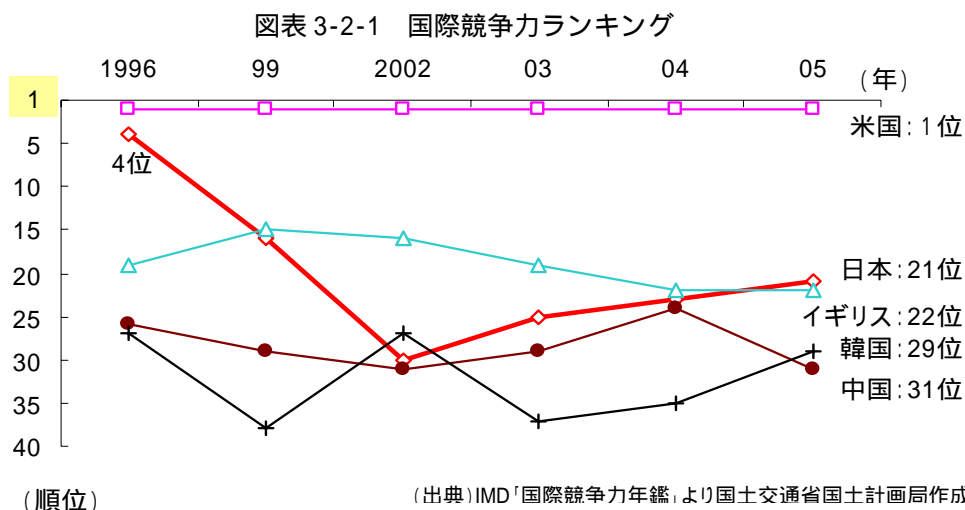


こうした中であっても、自立的な地域社会を維持し、適切に国土の保全を図っていくことは、国土政策上の重要な課題である。

## 2. 国境を越えた地域間競争と国際交流・連携の拡大

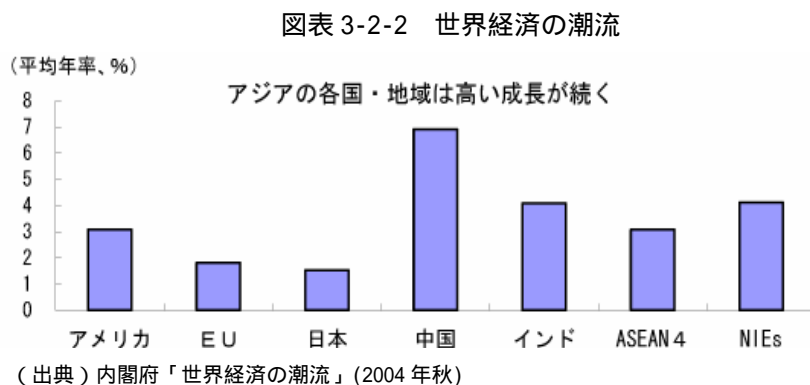
### (1) 我が国の国際競争力の相対的低下と発展するアジア経済

我が国の国際競争力は急速に低下していると言われており、国際経営開発研究所(IMD)\*の国際競争力ランキングでは、日本は1996年には4位であったが、2005年では、世界第21位まで順位を下げている。



今後の我が国経済については、中国・東南アジア諸国の追い上げなどにより、世界経済における相対的な地位の低下が見込まれる。

内閣府「世界経済の潮流」によれば、世界経済全体の成長率は、2030年までの平均で約3%/年と予測されており、特にアジアでは、中国6.9%、インド6.9%、NIES(シンガポール、韓国、香港、台湾)4.1%、ASEAN4(フィリピン、マレーシア、タイ、インドネシア)3.1%と、先進国に比べて高い成長率が予測されている。



\* スイスに所在する経営学修士(MBA)養成所であり、1989年より、国際競争力のランキングを毎年発表している。正式名 International Institute for Management Development。

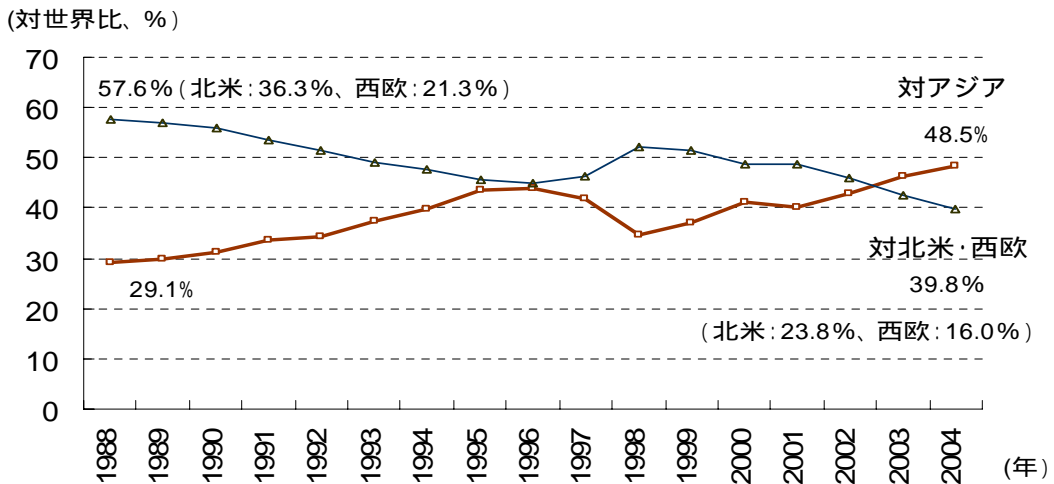
(2) 拡大するアジアとの交流

このようなアジア経済の急成長下の中で、我が国とアジア、特に東アジアとの人流・物流・情報流などの交流は着実に増加している。

貿易面では、我が国からの地域別輸出シェアの推移について、2003年以降では、アジア向けが北米、欧米向けを上回っている。また、電子機器などについては、部品を相互に提供する水平分業が進んでいる。このように、日本と東アジアとの貿易依存関係が高まっている。

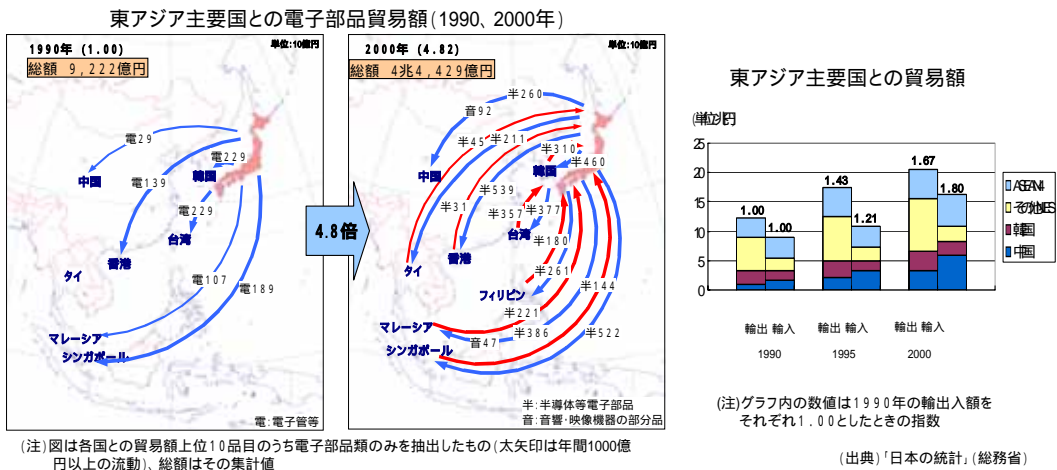
2030年時点における我が国の国際海上コンテナ貿易額の試算によると、2003年と比較して、輸出入合計で3.3倍、特に対東アジアは4.4倍に達すると予測されている。

図表 3-2-3 日本からの地域別輸出シェアの推移



(出典) 財務省貿易統計をもとに国土交通省国土計画局作成

図表 3-2-4 水平分業の進展





また、2000年(平成12年)と比較して、2004年(平成16年)には韓国からの訪日外国人旅行客数が約1.5倍の159万人、中国からは約1.8倍の62万人に拡大するなど、東アジアからの訪日外国人旅行客数が急速に増加してきている。

### (3) 東アジアの一角として発展する日本

(1)で述べた世界経済の潮流を鑑みれば、勃興する東アジアの一角を占めるという我が国の地理的優位性を発揮し、他の東アジア諸国をはじめ世界との交流・連携を深めていくことにより、我が国のさらなる発展が可能である。

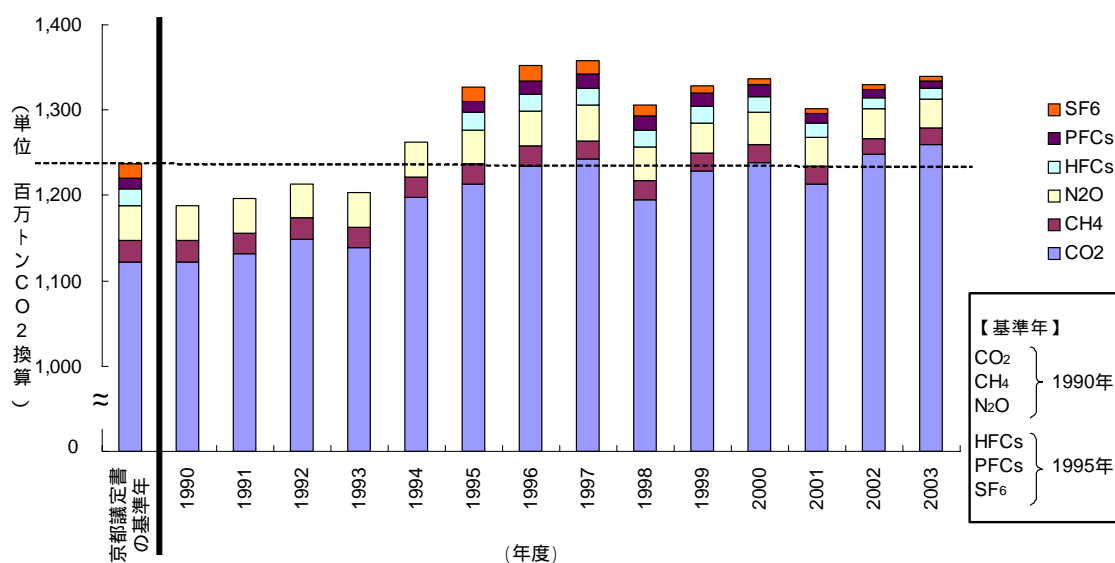
このため、今後の国土政策においては、アジア、特に東アジアとの連携という視点を十分に踏まえる必要がある。

### 3. 環境問題の顕在化と美しい国土の実現の必要性

#### (1) 環境問題の顕在化

我が国の社会経済活動は、国内外の資源を大量に消費し、環境へ大きな負荷をかけてきた。環境問題は、地球温暖化や生物多様性の減少など、国境を越えた国際的な問題となっている。地球温暖化に伴い、平均海面水位は2100年までに0.09～0.88m上昇すること、自然生態系や水利用の安定性、農林業等に様々な影響が生じることが予想されている。

図表 3-3-1 温室効果ガス総排出量の推移



注) 温室効果ガス：二酸化炭素(CO2),メタン(CH4),一酸化二窒素(N2O),ハイドロフルオロカーボン類(HFCS)

パーフルオロカーボン類(PFCS),六フッ化硫黄(SF6)

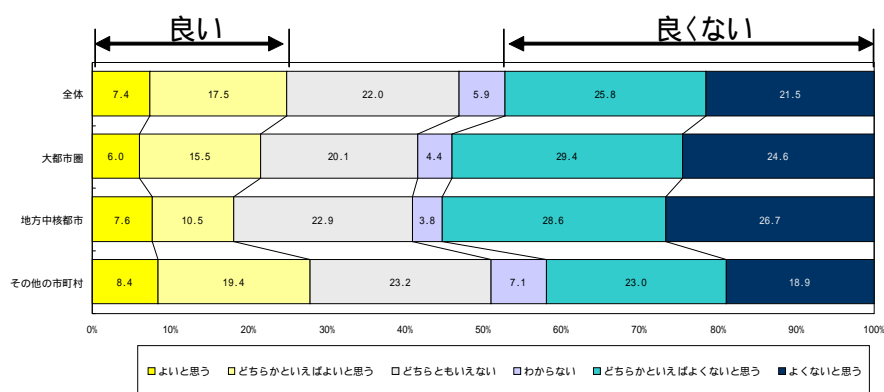
#### (2) 森林・農地の管理水準の低下

農山村地域の過疎化・高齢化や農林業生産活動の停滞等により、間伐が適切に行われない人工林の存在や耕作放棄地の増加等、森林・農地の管理水準の低下がみられる。森林・農地がひとたび荒廃し、生産機能とともに生物多様性の保全、土砂流出の防止、水源のかん養などの多面的機能が失われた場合、これを復元するのは容易なことではなく、国土保全の面からも、大きな経済的・社会的損失となる。

### (3) 街並みや景観への関心の高まり

国民の価値観の変化を世論調査でみると、「物質的豊かさ」より「心の豊かさ」を重視し、また経済的繁栄より歴史・伝統、自然、文化・芸術を重視する方向に変化してきている。また、自治体の景観条例策定数は継続的に増加しており、国民の街並みや景観への関心の高さがうかがえるが、その評価は総じて低く、美しい国土の実現が強く求められている。

図表 3-3-2 国民の街並みや景観への評価



注1) 国土交通省「平成14年度土地問題に関する国民の意識調査」(H15.1)

調査対象：全国の20歳以上の者 3,000人 有効回答数：2,257件(回収率 75.2%)

注2) このグラフにおいて、大都市圏とは首都圏整備法による既成市街地及び近郊整備地帯を含む市区町村(東京圏)、近畿圏整備法による既成市街地及び均衡整備区域を含む市町村(大阪圏)、中部圏整備法による都市整備区域を含む市町村(名古屋圏)、地方中核都市とは大都市圏に含まれない政令指定市である。

(出典) 国土交通省「平成15年度版土地白書」

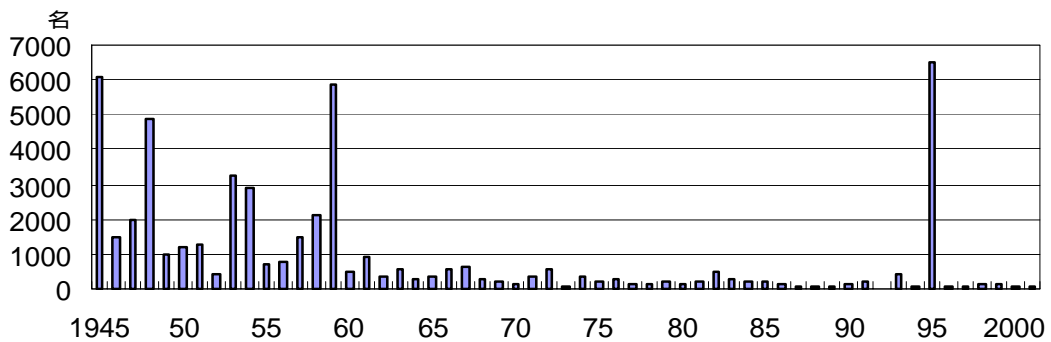
#### 4. 頻発・切迫する大規模地震や風水害等

##### (1) 頻発する災害

自然災害による死者数の推移は長期的にみれば減少傾向にある。一般的に風水害による被害の割合が多いが、阪神・淡路大震災のように、時に大規模な地震災害が発生している。

また、平成16年には、局所的な集中豪雨(全国で時間50mmを超える降雨が470回発生。)、度重なる台風(観測史上最多の10個が上陸)により、全国各地で激甚な水害、土砂災害、及び高潮被害が数多く発生した。

図表 3-4-1 自然災害による死者・行方不明者数の推移

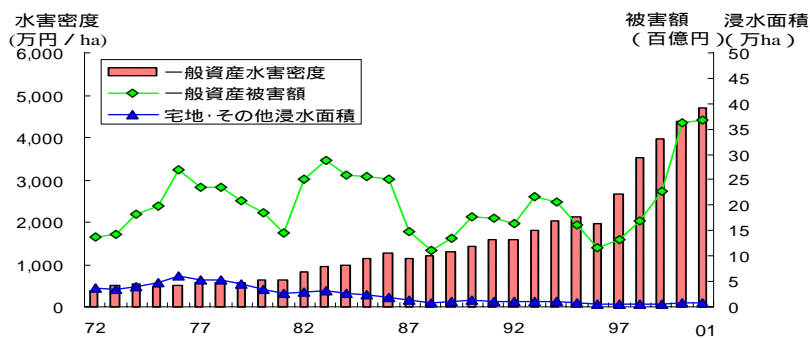


出典：内閣府「防災白書」より

水害面積は減少しているが、都市への人口等の集中、個人資産の増加、低地地域における土地利用の高度化や資産の集積などに伴い水害密度が増加するなど災害発生時の被害ポテンシャルが増大している。また、流域における農地等から宅地への土地利用転換に伴い、流域の保水・遊水機能が低下し河川への負担が大きくなるなど水害を発生させやすい状況もみられる。

都市部以外に目を向けると、今後の全国的な人口減少に伴い、人口密度が極端に少ない地域がかなりの規模で生じる可能性がある。こうした地域では管理の行き届かない森林や耕作放棄地が増大し、災害に対する危険性の増大をまねくなど、国土保全機能の低下が懸念される。

図表 3-4-2 一般水害災害密度等の推移

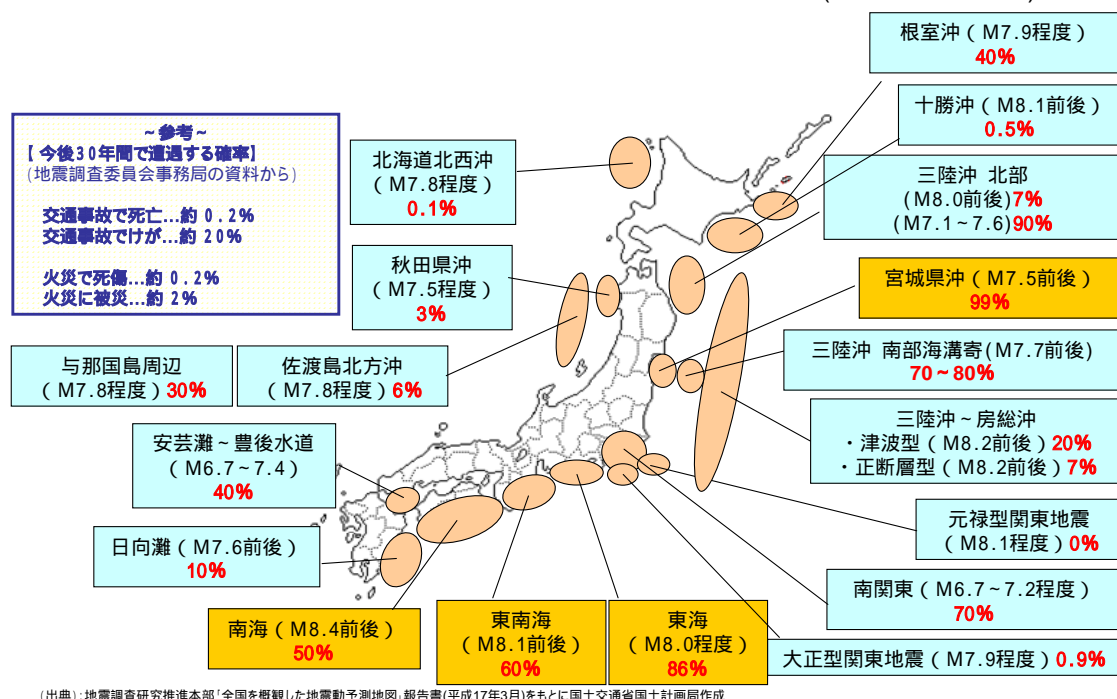


水害密度(万円/ha)：浸水面積1ha当たりの被害額(平成7年価格)  
出典：水害統計(国土交通省河川局)

## (2) 切迫する大規模地震

ひとたび発生すれば影響、混乱が国内外に及ぶおそれのある大規模災害の原因となる大規模地震については、東海地震をはじめとして、各地域においてその切迫性が報告されている。

図表 3-4-3 海溝沿いの主な地震の今後30年以内の発生確率(2005年1月起点)



## (3) 災害対応力の強化の必要性

我が国は、国土の約1割に当たる沖積平野に全人口の約1/2、資産の約3/4が集中しているなど、元来災害を受けやすい条件におかれている。さらに都市化に伴う潜在的な被害規模の拡大、過疎化による国土管理水準の低下に伴う災害危険性の増大、高齢化に伴う災害弱者の増加など、自然災害の新たな脅威が生じている。

安全で安心できる国土は、国土づくりの基本であり、防災情報の一元的集約など危機管理の徹底、大規模災害対策の一層の充実が必要である。

## 5 . 地域の自主性の増大と厳しい財政制約

### ( 1 ) 地域の自主性の増大

今や国土づくり・地域づくりは、地域毎の状況に応じたきめ細かな対応が求められる時代に移り、地方が「自助と自律の精神」の下、人材、自然、歴史、文化といった多様な地域資源を活かし、知恵と工夫でそれぞれの地域の魅力、個性が発揮されることが期待される。そのため、市町村合併等地方の行財政改革が進められるとともに、構造改革特区の全国展開が図られている。

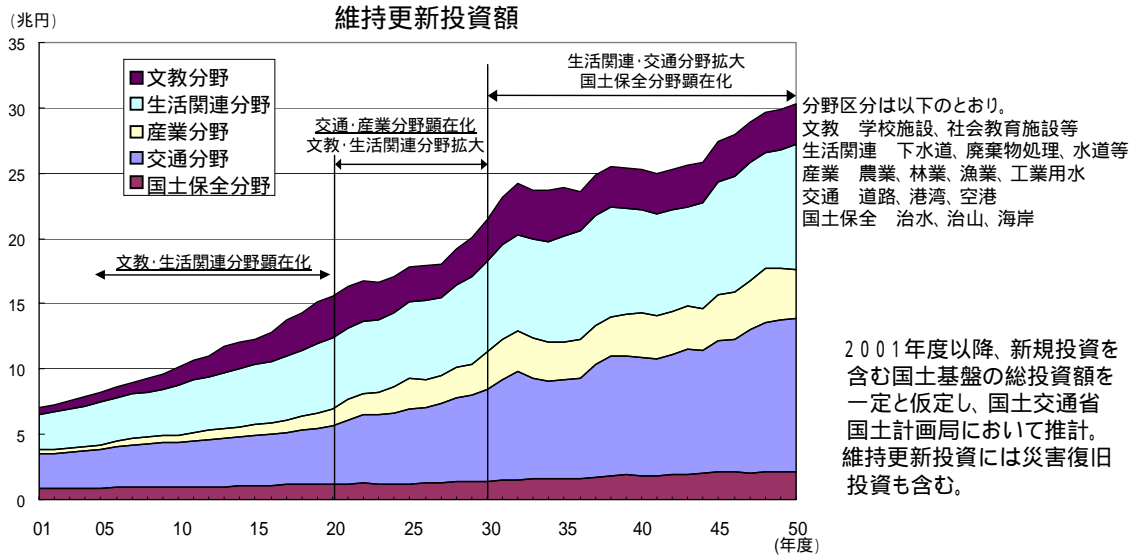
今後は、地方分権に対して高まる地方の期待を踏まえ、国と地方の関係を見直し、地域の自主性、個性の発揮を重視した新たな協調関係をいかに構築するかが重要な課題である。

### ( 2 ) 厳しい財政制約

我が国の国土基盤整備は高度経済成長期以降、「欧米水準への追いつき」を目標としながら量的な不足の解消に努め、着実に進展してきた。その結果、現在でも地域格差やなお立ち後れている部門は残されているものの、総体としてのその整備水準は着実に向上しており、我が国経済の基礎の強化に貢献してきた。

今後の国土づくりでは、人口減少下で地域社会を維持するためのモビリティの向上、国境を越えた地域間競争のための国際交流基盤の強化、環境問題の顕在化に対応した自然再生や循環型社会の形成などの新たな課題があり、国土基盤整備への期待は依然として高い。一方で、これまでに整備された国土基盤の更新に必要な費用について試算すると、2020年前後から更新費が新規投資に厳しい制約を与えると予想されており、厳しい投資制約の下、いかに効率的・効果的な整備を図るかが重要な課題である。

図表 3-5-1 分野別に見た維持更新投資額の推移



## 第4章 国土総合開発法による国土計画制度における課題

本章では、国土計画のあり方を見直す必要を生じさせるような国土や社会経済情勢の変化が生じていないか、及び国土計画の策定プロセスに改善すべき点はないかという視点から国土計画のあり方について評価する。具体的には、これまでの国土計画のあり方を規定していた国土総合開発法による国土計画制度について、第3章で明らかにした国土を巡る現状を踏まえつつ、今後の国土計画の望ましいあり方と照らし合わせながら、その課題を抽出する。

### 1. 成熟社会にふさわしい国土のビジョンを示す上での課題

#### (1) 国土の質的向上を図るための国土計画の必要性

我が国はすでに人口減少期に入ったともいわれ、国民の将来に対する不安・不透明感が強まっている。さらに、人口減少等を背景として、地域社会の維持が困難となる地域の拡大や森林・農地の急速な荒廃、厳しい財政制約など国土政策上の喫緊の課題が顕在化していることは、第3章に示したとおりである。

国民の将来に対する不安・不透明感を払拭するためには、これらの国土計画の課題の解決に向けた道筋を示し、安全・安心・安定な国民生活の姿を示すことが必要である。

さらに、これまでの想像をはるかに超えて東アジア経済圏が成長しており、我が国の国際競争力、相対的な地位の低下が懸念されている。21世紀中も我が国の経済社会の活力を適切に維持していくためには、東アジア経済圏等との連携協力によって成長する我が国の姿を示すことが喫緊の課題になっている。

これらの国内的、国際的な喫緊の課題に適切に対処するためには、国土を対象とした長期的、総合的かつ空間的な計画である国土計画において、国土及び国民生活の将来の姿を明確に提示することが必要である。

ところが、現在の社会経済情勢は、国土総合開発法制定当時とは著しく変化し、人口減少下の安定的な需要を背景とした成熟社会に対応するためには、「開発」を基調とし量的拡大を図るこれまでの国土計画から、国土の質的向上を図るため利用と保全を重視した計画に転換を図ることが必要となっている。このため、国土総合開発法を抜本的に見直す必要がある。

#### (2) 新たな課題に対応するための計画事項の見直しの必要性



国土総合開発法に規定されている計画対象事項は、都市・農村の規模及び配置の調整、産業の適正な立地、電力・運輸・通信等の公共的施設や文化厚生観光施設の規模及び配置など、戦後の立法当時において限られた資源をいかに有効に使い、社会基盤をととのえ復興していくべきかという時代認識を背景として「開発」概念を中心としたものになっている。

しかしながら、生活・社会基盤が量的には相当程度整えられ、その質的な向上が課題となってきた現在の国土をめぐる状況を踏まえると、開発を中心的な視点とする現在の計画対象範囲では、今後の良好な国土環境の形成のためには不十分であると考えられる。

個別具体的には、以下のような視点から、計画事項を見直す必要があると考えられる。

- ・ 既存ストックの有効利用や適切な維持管理
- ・ 有限の国土資源を未来へとつなげていくこと
- ・ 国土の質的向上を図ること
- ・ 海域利用の可能性が高まり、国土として認識する重要性が増している

## 2. 国土計画の策定プロセスにおける課題

### (1) 国民・地方の意見を反映させる仕組みの必要性

国土計画は、国土の利用等の各般にわたる施策についての長期的な指針を示すものであり、国の策定する計画のうち最も枢要なものの一つであるほか、その内容は、国民生活や民間経済活動等に大きな影響を及ぼすため、国民の理解と協力を得ることが必要である。

また、国が一方向的に計画を策定するのではなく、計画の案の作成段階で、情報公開を積極的に行い、国民の参加を促すことは、国土行政に関する説明責任を果たすとともに、国民の理解と協力の下、円滑な計画の推進を図り、計画の実効性を確保する上で極めて重要である。

このため、これまでも、例えば第5次の全国総合開発計画である「21世紀の国土のグランドデザイン」の策定にあたっては、郵送、FAX及びパソコン通信を使用した意見の受付や、全国12箇所で「一日国土審議会」を開催し、国民が意見を発言できる機会を設けるなど、国民各層の意見を計画に反映させるための措置を講じてきたところである。

しかしながら、国土総合開発法には、特に国民の意見を聴くための措置についての規定がないことから、制度上、これら国民の意見を聴くことについて措置することが必要である。

地方公共団体の意見についても、「21世紀の国土のグランドデザイン」の策定時において、複数にわたる意見交換会の実施、文書による意見提出の受付等を行ってきたところであるが、同様の視点から、制度上の位置づけが必要である。

### (2) 国と地方の新たな関係を踏まえた仕組みの必要性

これからの国土計画は、国民、地方公共団体、国等国土づくりに携わる多様な主体の参画による計画づくりを経て、望ましい国土の将来像を共有し、理解し、その推進に協働して取り込まれるものでなくてはならない。これまでの国土計画は、地域間格差の是正を図りつつ経済発展するための国としての資源利用の方針を示すことが主な役割であった。しかし、今後は、地域の自主的・自立的な取組を尊重し、土地、水、自然、社会資本、産業集積、文化、人材等の資源についての国としての利用の規模や配置に関する考え方と地方としての考え方との相互調整に重点を置いた方針の提示へとその役割を変えていくべきである。その際、国と地方の相互連携、意見の対流による計画づくりを基本に、国が行う資源利用の規模・配置の方針を明示し、地方との間で役割分担を明確にした上で方針を共有することが必要である。

また、地方分権に対して高まる地方の期待を踏まえ、国と地方の関係を見直し、地域の自主性、個性の発揮を重視した新たな協調関係をいかに構築するかが重要な課題であり、国土計画制度についても、国と地方の新たな関係を踏まえた仕組みが必要となっている。

### (3) 国土計画のマネジメントサイクルの確立の必要性

国土計画は、国土のビジョンと主要施策の基本方向等を示すものであり、その計画内容の実現に取り組む関係主体への指針となるべきものであるが、全国総合開発計画の現状には、次のような指摘がある。

- ・ 計画内容が広範にわたり、施策の重点、優先度が不明確である。
- ・ 計画目標が抽象的である一方、目標と施策の目的手段関係が不明確である。
- ・ 「いつまでに」という時間軸に沿った指針性が不明確である。

国土計画の関係主体への指針性を向上するために、策定、推進、評価のプロセスを通じて、効率的、効果的な進行管理を行う「国土計画のマネジメントサイクル」の確立が必要である。

国土計画の計画内容の妥当性については、これまでも国土審議会等にお

いて随時点検作業が行われてきたが、これらを定期的に行うべきであると考えられる。

今後は、継続的に行う国土をめぐる経済社会諸情勢、国土基盤ストックの状況、関連諸施策の推進状況等についてのモニタリングを通じ、計画策定後において、国土計画の課題や目標等の計画内容の妥当性が損なわれるような情勢変化が生じていないかどうかの点検を中心とする評価を行うことが必要である。

## 第5章 国土総合開発法の国土形成計画法への改正

### 1. 国土総合開発計画から国土形成計画へ

#### (1) 国土形成計画法の成立

第4章で述べたような課題に応じた新たな国土計画の必要性に鑑み、平成17年3月、第162回国会に「総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律案」を提出した。同法律案は、国会における審議を経て成立し、平成17年7月に公布され、平成17年12月に施行された。これにより、国土総合開発法は、国土形成計画法に改正された。

本章では、第4章で明らかにした課題を踏まえた対応が、国土形成計画法にどのように反映されているかについて述べる。

国土形成計画法の概要は、以下のとおりである。

#### 1 目的

本法は、国土の自然的条件を考慮して、経済、社会、文化等に関する施策の総合的見地から国土の利用、整備及び保全を推進するため、国土形成計画の策定その他の措置を講ずることにより、国土利用計画法による措置と相まって、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現に寄与することを目的とする。

#### 2 国土形成計画

「国土形成計画」とは、国土の利用、整備及び保全（以下「国土の形成」という）を推進するための総合的かつ基本的な計画で、次に掲げる事項に関するものをいう。

土地、水その他の国土資源の利用及び保全

海域の利用及び保全（排他的経済水域及び大陸棚に関する事項を含む）。

震災、水害、風害その他の災害の防除及び軽減

都市及び農山漁村の規模及び配置の調整並びに整備

産業の適正な立地

交通施設、情報通信施設、科学技術に係る研究施設その他の重要な公共的施設の利用、整備及び保全

文化、厚生及び観光に関する資源の保護並びに施設の利用及び整備

国土における良好な環境の創出その他の環境の保全及び良好な景観の形成

### 3 国土形成計画の基本理念

- ・人口及び産業の動向その他の社会経済構造の変化に的確に対応し、
- ・特性に応じて自立的に発展する地域社会、国際競争力の強化及び科学技術の振興等による活力ある経済社会、安全が確保された国民生活、地球環境の保全にも寄与する豊かな環境、の基盤となる国土を実現するよう、
- ・我が国の国土に関する諸条件を維持向上させる国土の形成に関する施策を、国内外の連携の確保に配慮しつつ、適切に定めること。
- ・地方公共団体の主体的な取組を尊重しつつ、全国的な規模で又は全国的な視点に立って行わなければならない施策の実施その他の国が本来果たすべき役割を踏まえ、国の責務が全うされること。

### 4 全国計画

#### (1) 計画内容

- ・総合的な国土の形成に関する施策の指針となるべきものとして、基本的な方針、目標、全国的な見地から必要とされる基本的な施策について定める
- ・環境の保全に関する国の基本的な計画との調和が保たれたものとする。

#### (2) 作成手続

- ・国土交通大臣は、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、関係行政機関の長に協議し、都道府県・政令指定都市の意見を聴き、国土審議会の調査審議を経て、計画の案を作成し、閣議の決定を求める。
- ・国土利用計画全国計画と一体のものとして作成することとする。

### 5 全国計画に係る政策の評価

- ・全国計画作成後一定期間経過したときには政策評価法に基づく政策評価（政策レビュー）を行うこととする。

### 6 全国計画に係る提案等

- ・都道府県・指定都市は、全国計画又はその変更の案の作成について、素案を添えて、国土交通大臣に対し提案することができる。
- ・国土交通大臣は、提案を踏まえた案の作成をしないときは、国土審議会の意見を聴いた上で、その旨及び理由を当該都道府県・指定都市に通知する。

### 7 広域地方計画区域

- ・首都圏、近畿圏、中部圏その他の二以上の都府県の区域であって、一体として総合的な国土の形成を推進する必要があるものとして政令で定める区域（広域地方計画区域）について、広域地方計画を定める。

## 8 広域地方計画

### (1) 計画内容

- ・広域地方計画区域における国土の形成に関する方針、目標、広域の見地から必要とされる主要な施策（特に必要があると認められる区域外にわたるものを含む）を定める。

### (2) 作成手続

- ・国土交通大臣は、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、広域地方計画協議会における協議を経て、関係行政機関の長に協議して計画を作成する。

## 9 広域地方計画協議会

- ・広域地方計画及びその実施に関し協議するため、広域地方計画区域ごとに国の地方支分部局、関係都府県、関係指定都市からなる協議会を設ける。
- ・協議会は、区域内の市町村、区域に隣接する地方公共団体その他密接な関係を有する者を協議会に加えることができる。

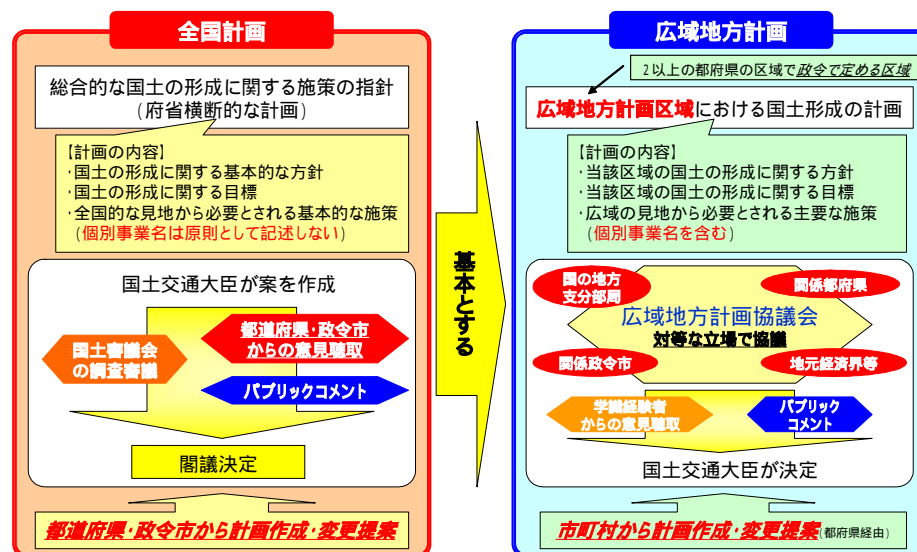
## 10 広域地方計画に係る提案等

- ・市町村は、広域地方計画の策定又は変更について、素案を添えて、都府県を経由して国土交通大臣に対して提案することができる。
- ・国土交通大臣は、提案を踏まえた変更をしないときは、協議会の意見を聴いた上で、その旨及び理由を当該市町村に通知する。

## 11 調査の調整

- ・国土交通大臣は、関係行政機関の長が国土形成計画に関して行う調査について必要な調整を行い、調査の結果について報告を求めることができる。

図表 5-1-1 新たな国土形成計画の枠組み



## (2) 計画事項等の拡充・改変

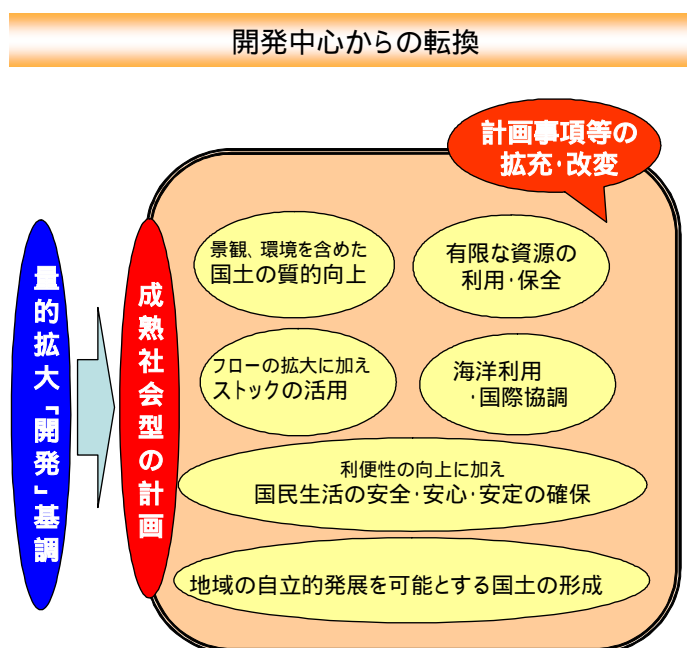
国土総合開発法に規定されている計画対象事項は、「開発」概念を中心としたものになっていたが、生活・社会基盤が量的には相当程度整えられ、その質的な向上が課題となってきた現在の国土をめぐる状況を踏まえると、開発を中心的な視点とする現在の計画対象事項では、今後の良好な国土環境の形成のためには不十分であると考えられることから、国土形成計画法において計画対象事項を見直した。

具体的には、都市・農山漁村の整備、交通・情報通信・科学技術の研究施設等の公共的施設の利用・整備・保全、文化厚生観光施設の利用・整備、良好な環境の創出と保全及び良好な景観の形成などを計画対象事項として新たに盛り込んだ。

この改正後の計画対象事項の全体を通じてみると、これまでの「開発」中心のものから、「利用」「整備」「保全」の三者をバランスよく実施するものとなったといえる。したがって、計画の名称については、これら三者のいずれかを用いることなく、それらを包括する概念である「形成」を用い、「国土形成計画」とした。

また、新設された国土形成計画の基本理念において、国土が基盤となるべき要素として、「自立的に発展する地域社会」「活力ある経済社会」「安全が確保された国民生活」「豊かな環境」の4つを規定した。

図表 5-1-2 国土計画制度の改革のポイント(1)



## 2. 新たな国土形成計画の策定プロセス

### (1) 国民・地方の意見を反映させる仕組みの制度化

第4章2.(1)で述べたように、国土計画に国民各層や地方公共団体の意見を反映させることの重要性から、これまでの全国総合開発計画においても国民・地方の意見を聴くための措置を講じてきたところであるが、これらの措置の制度上の根拠については特に位置づけがなかった。

このため、国土形成計画法では、国土交通大臣が全国計画の案を作成するに当たり、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、都道府県・政令指定都市の意見を聴くことを義務づけた。

### (2) 国と地方の新たな関係を踏まえた計画制度

国民にとって望ましい国土を実現していくためには、国と地方公共団体が適切な役割分担の下、相互に連携・協力して国土の利用、整備及び保全に関する広範な施策を総合的かつ効率的に実施、推進していく必要がある。

そこで国土形成計画法においては、総合的な国土の形成に関する施策の実施に関しては、地方公共団体の主体性・自主性を尊重するとともに、国が本来果たすべき役割を踏まえ、国の責任が全うされることとなるよう規定し、国土形成計画の策定及び実施の最終的責任は、国が担うことを明確にした。

また、全国計画について、地方公共団体の発意を尊重し、これを適時適切に計画に反映させることを通して、地方公共団体が主体的に国土行政に参画することを促進するとともに、国と地方の対等な立場による意見の対流を制度として実現するため、計画提案制度を設けた。

計画提案がなされた場合には、これを国土交通大臣が自ら作成する案と同様に検討の対象とすることとし、当該提案に係る素案の国土審議会への提出や、提案を行った都道府県等への回答を国土交通大臣に義務付けている。

さらに、国土形成計画法では、広域地方計画制度を導入した。

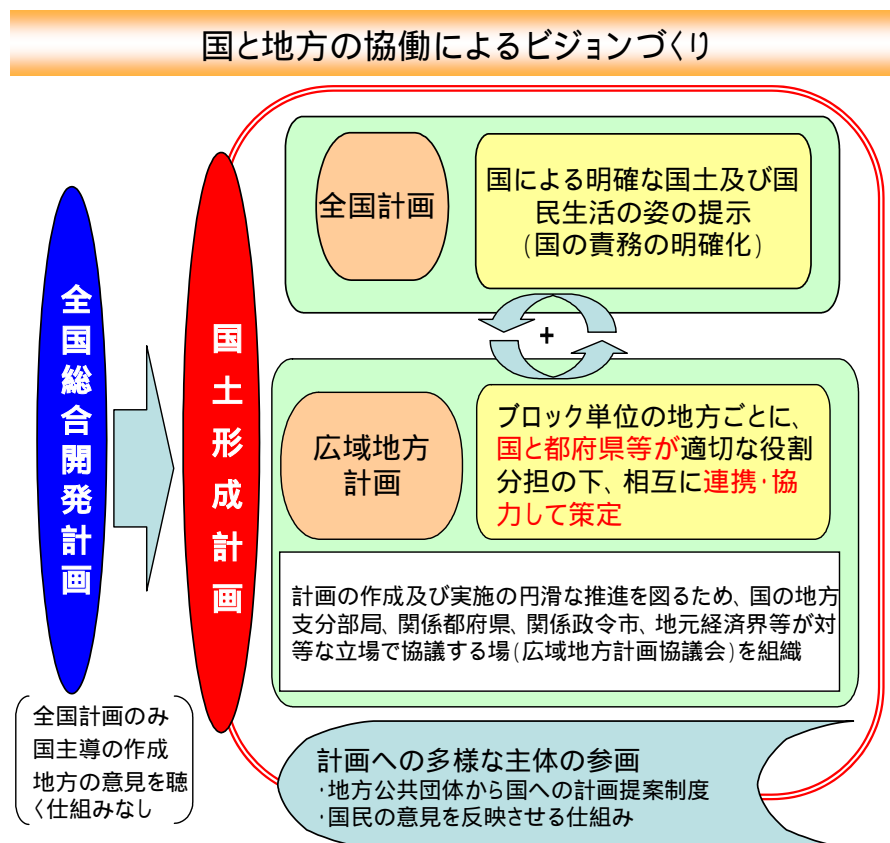
国土の質的向上を図る上では、全国を一律に扱うよりも、国土の諸条件を共通にする地方ごとにその特色に応じた施策展開を図ることが効果的である。また、都府県を超えた広域的な見地から計画的な対応を求められる国土政策上の課題がますます増大するものと考えられる。

このような広域的課題に対応した国土政策を計画的に実施していくためには、国と地方公共団体が地域整備の方針・目標を共有化した上で、相互に協力・調整しながら必要な措置を講じることが必要であるため、国と都



府県等が対等の立場に立った協議会の議を経て最終的に国が計画を決定する広域地方計画制度を設けることとしたものである。

図表 5-2-1 国土計画制度の改革のポイント（２）



### （３）国土形成計画（全国計画）の政策評価

国土形成計画法では、全国計画作成後一定期間（２年以上）経過したときには政策評価法に基づく政策評価を行うこととした。

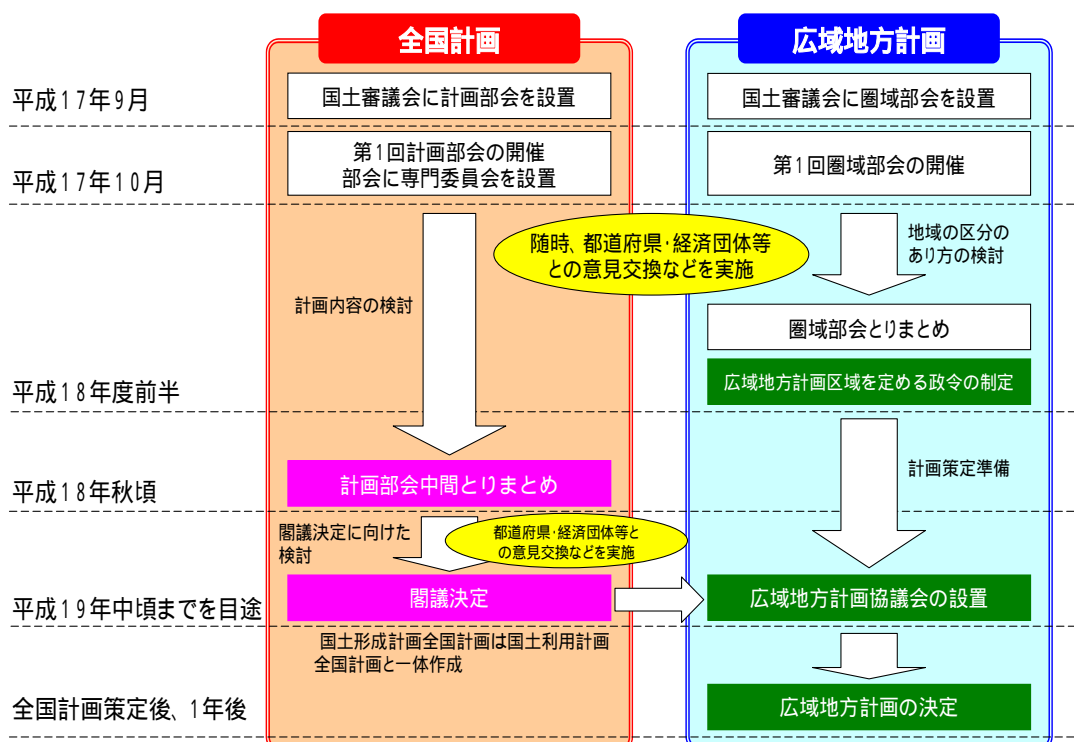
具体的な評価の方式は、国土交通省政策評価基本計画に政策評価の方式として規定する「政策レビュー（プログラム評価）」により実施し、計画の内容の妥当性が損なわれるような情勢変化が生じていないかどうかの点検を中心に行っていくことを想定している。その政策評価を踏まえた定期的な見直しが行われることにより、常に社会経済情勢等に即した適切かつ実効性のある計画であることを担保しようとするものである。

## 第6章 国土形成計画の策定に向けた検討

### 1. 国土形成計画の策定スケジュール

全国計画を平成19年中頃までを目途に策定するとともに、その後1年後を目途に、全国計画の策定を踏まえた広域地方計画を策定することを予定している。

図表 6-1-1 国土形成計画の策定スケジュール（予定）



## 2. 国土審議会における検討状況

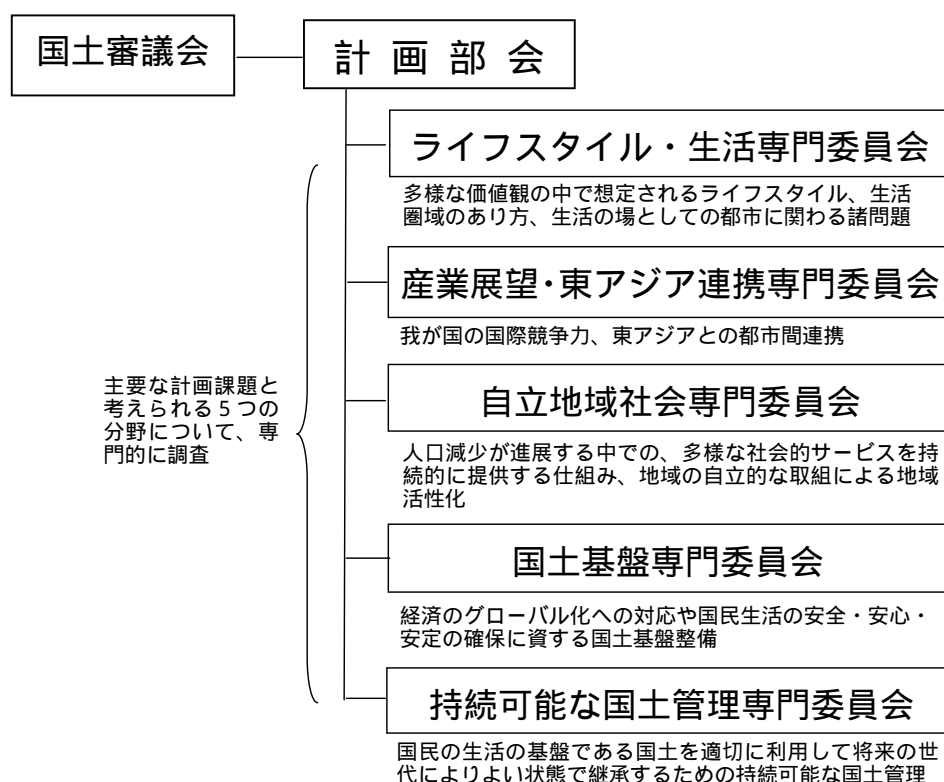
平成 17 年 9 月 7 日、国土審議会は、国土形成計画全国計画の案の作成に  
関して調査審議を行うため、計画部会の設置を決定した。

計画部会は、同年 10 月 18 日に第 1 回部会を開催し、全国計画の調査審  
議を開始した。同部会においては、主要な計画課題と考えられる 5 つの分  
野について専門の事項を調査するため、専門委員会の設置を決定した。

各専門委員会においては、主要な計画課題について詳細な調査を進めて  
いる。計画部会においては、専門委員会での検討状況を踏まえながら、主  
要な計画課題について議論を進めている。

平成 17 年 12 月 16 日に開催された第 8 回国土審議会において、それまで  
の検討状況が報告された。以後、計画部会において、引き続き検討が進め  
られている。

図表 6-2-1 国土形成計画（全国計画）の審議体制



第8回国土審議会に報告された主な論点は、以下のとおりである。

・ ライフスタイル・生活

長いライフサイクルの中での国民の生活設計（労働形態、家族形態、育児・介護ケアの仕組み、居住形態等）についてどう考えるか。

「定住人口」や、観光旅行者等の「交流人口」以外に、インターネット住民等の「情報交流人口」、都市住民が農山漁村等にも生活拠点を持つ「二地域居住人口」を組み合わせた「4つの人口」というコンセプトが考えられないか。

国民の価値観が多様化する中で、自らの価値観によって多様なライフスタイルの選択が可能となる「多選択社会」をどのように実現するか。

人口減少・高齢化が進展する中、我が国の都市圏において顕在化、深刻化する問題は何か。人口集積の程度等による差異をどのように整理できるか。

地方都市圏における生活圏域は今後いかにあるべきか。特に基礎的サービスの持続的維持に必要な圏域の規模・都市構造はどのようなものか。

大都市圏における人口流入の収束傾向等がみられる中、今後の大都市圏政策はいかにあるべきか。高齢化、環境、国際競争力の確保等新たな課題にどう対応していくか。

・ 産業展望と東アジア連携

世界経済の中でもアジア地域を重視すべきではないか。

将来の産業構造・エネルギー需給の展望をどう考えるか。

我が国経済の成長のエンジンとして、都市の国際競争力・経済活力をどのように付けていくべきか。世界から人を引きつけるための磁力としての装置は何か。

多様な人財の集積という観点から知的労働者・留学生が活躍できる仕組みが考えられないか。

地域活力を維持するためには、地域の個性や既存ストック（社会資本・文化資本）を活用した特色ある地域づくりを行うことが必要ではないか。

東アジア地域の成長が予測される中で、東アジア地域との連携によって諸都市を育成することができないか。

- 自立した地域社会の形成

人口減少が進展する中で、持続可能な自立的な地域社会の姿をどう描くか。その形成に向けた鍵は何か。その際の国等の関与、役割について、どう考えるか。

地域コミュニティの今日的な意義について、どう考えるか。

多様な社会的サービス（生活関連サービス）を持続的に提供するための地域社会の経営システムをどのように構築していくか。

地域の自立的な活性化を目指して、地域経営のあり方をどう考えるか。

- 国土基盤

魅力ある国土の形成に向けた国土の質的転換を図る上で目指すべき国土基盤像はどのようなものか。特に、アジア経済とのシナジー効果による我が国の持続的な発展、IT化によってもたらされたサイバー空間と一体的となった国土、計画的な縮退による質の高い都市空間などを形成するために、どのような国土基盤が必要か。

国土の質的転換のために必要な具体のアクションは何か。特に、持続可能で安全・安心・安定な国土の形成のための国土基盤、世界に開かれた魅力ある国土形成をするための国土基盤の整備等をどのように推進していくか。例えば、既存ストックのポテンシャルをどのように引き出していくか。

- 持続可能な国土管理

消費資源の多くを海外に依存し、国土や地球環境に多大な負荷がかかっている中で、将来の世代により良い状態で国土を継承していくには、どのような取り組みが必要か。

都市的土地利用を、自由な土地利用を原則としつつ、国土全体として持続可能性や公益性を高める方向性にマネジメントするメカニズムをどのように構想するか。

災害リスクを前提とした土地利用の規制・誘導等を漸進的に進めることが重要であると考えますが、どのような手法が考えられるか。

森林、農地について、多様な主体による直接・間接的な管理への参画（国民的経営）や人口減少に対応した管理（選択的管理）をどのように構築するか。また、戦略産業としての農業の可能性をどう考えるか。

自然環境と人間活動が調和するランドスケープの形成に向けて、どのような取り組みが必要か。また、水と緑のネットワークをどのように形成していくか。

海洋・沿岸域の総合的管理の仕組みをどう構築していくか。

・ その他

人口減少、高齢化、東アジア経済の成長など、これまでとは社会経済情勢が大きく異なっていく中で、望ましい国土構造は、如何にあるべきと考えるか。  
国と地方の協働によるビジョンづくりに向けて、全国計画と広域地方計画の関係をどのように考えるか。  
国土形成計画に対する国民一般の関心を喚起する仕組みをどのように構築していくか。

(参考) 国土審議会計画部会の開催状況

- 平成 17 年 10 月 18 日 第 1 回計画部会
- ・ 国土形成計画の策定に向けての視点
  - ・ 専門委員会の設置
- 10 月 31 日 第 2 回計画部会
- ・ 持続可能な国土管理に関する論点
- 11 月 10 日 第 3 回計画部会
- ・ 産業展望・東アジア連携に関する論点
  - ・ ライフスタイル・生活に関する論点
- 11 月 17 日 第 4 回計画部会
- ・ 国土基盤に関する論点
  - ・ 自立地域社会に関する論点
- 12 月 8 日 第 5 回計画部会
- ・ これまでの検討状況
- 平成 18 年 1 月 30 日 第 6 回計画部会・第 5 回圏域部会 合同会議
- ・ 全国計画の課題等の観点からみた広域地方計画区域のあり方について
- 2 月 23 日 第 7 回計画部会
- ・ 国土構造について
  - ・ 持続可能な国土管理について

## 参考資料

### 第三者の知見の活用について

評価にあたり、平成15年6月から平成17年8月にかけて開催された国土審議会調査改革部会（部会長：中村英夫武蔵工業大学学長）の審議及び調査改革部会報告「国土の総合的点検 新しい“国のかたち”へ向けて」（平成16年5月）を参考にした。

「国土の総合的点検」については、<http://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/report/16soutenken/index.htm>にて公開している。

#### [ 調査改革部会の開催経緯 ]

第1回 H15/06/30

- \* 部会長互選
- \* 今後の調査審議の進め方について
- \* 「土地政策分科会企画部会国土利用計画法ワーキンググループ中間取りまとめ」について

第2回 H15/09/01

- \* 「国土計画制度の改革」の検討状況について
- \* 「国土の総合的点検」の検討状況について

第3回 H15/11/20

- \* 「国土計画制度の改革」の検討状況について
- \* 「国土の総合的点検」の検討状況について

第4回 H15/12/25

- \* 「国土の総合的点検」検討状況中間とりまとめについて

第5回 H16/02/25

- \* 小委員会報告
- \* 「国土の総合的点検」とりまとめへ向けて

第6回 H16/05/14

- \* 「国土の総合的点検」とりまとめについて

第7回 H17/03/30

- \* 部会長互選
- \* 「国土計画制度の改革」についての報告
- \* 今後の国土政策の方向と主要な課題に係る論点について

第8回 H17/08/09

- \* 国土形成計画法について
- \* 今後の国土政策の方向と主要な課題に係る論点について

（平成17年9月7日付けで廃止。）

[ 調査改革部会 委員名簿 ]

平成 17 年 8 月 9 日現在

池谷奉文	(財)日本生態系協会会長
伊藤達雄	名古屋産業大学学長
井上繁	常磐大学コミュニティ振興学部教授
岩沙弘道	三井不動産(株)代表取締役社長
岩崎美紀子	筑波大学大学院人文社会科学研究科教授
大川澄人	日本政策投資銀行副総裁
大西隆	東京大学先端科学技術研究センター教授
奥野信宏	中京大学大学院教授
清原慶子	三鷹市長
小早川光郎	東京大学大学院法学政治学研究科教授
小林重敬	横浜国立大学大学院工学研究院教授
齋藤邦彦	(財)労災ケアセンター理事長
佐和隆光	京都大学経済研究所長
島田精一	住宅金融公庫総裁
生源寺眞一	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
新宮康男	関西広域連携協議会代表理事
杉岡浩	(財)道路サービス機構理事長
須田寛	東海旅客鉄道(株)相談役
高木勇樹	農林漁業金融公庫総裁
高島準司	住友不動産(株)代表取締役社長
高橋進	(財)公庫住宅融資保証協会理事長
武内和彦	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
田中健次	独立行政法人環境再生保全機構理事長
丹保憲仁	放送大学学長
堤富男	三菱商事(株)特別顧問
中井検裕	東京工業大学大学院社会理工学研究科教授
中村英夫	武蔵工業大学学長
中村徹	(社)日本観光協会会長
西垣昭	東京電力(株)顧問
端信行	京都橘女子大学文化政策学部教授
早瀬昇	社会福祉法人大阪ボランティア協会事務局長
平野拓也	独立行政法人海洋研究開発機構顧問
星野進保	総合研究開発機構特別研究員
虫明功臣	福島大学理工学群教授
森繁一	地方公務員共済組合連合会理事長
森地茂	政策研究大学院大学教授
八島俊章	(社)東北経済連合会名誉会長
矢田俊文	九州大学名誉教授
山田圭藏	北陸経済連合会名誉会長
亘理格	北海道大学大学院法学研究科教授

: 部会長            : 部会長代理